

総合科学技術・イノベーション会議への改組等について

総合科学技術会議及びその事務局である内閣府の機能を強化するため、内閣府設置法が改正された（4月23日成立、5月1日公布、5月19日施行）。

その主な変更内容は以下のとおり。

1. 総合科学技術・イノベーション会議

- ①従来の「科学技術の振興」に加えて、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備」に関する重要事項についての調査審議事務を追加
- ②総合科学技術会議の名称を『総合科学技術・イノベーション会議』に変更
- ③有識者議員の任期を3年に延長（現行2年）
- ④有識者議員の任期満了後、後任が任命されるまで引き続き職務を行う規定を追加。

2. 内閣府

- ①研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事項並びに関連施策の推進に関する事務を追加
- ②科学技術基本計画の策定及び推進に関する事務を追加（※）の文科省所掌事務からその一部を移管）
- ③科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務の追加（文科省から移管）

※「科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」

及び「科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」

参考：主な関連政府文書 抜粋

○ 科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日閣議決定）

第4章 2. 総合科学技術会議の司令塔機能強化のために早急に取り組むべき措置

総合科学技術会議は、我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔として、従来の延長ではない強力な措置が必要であり、予算措置や法律改正等の措置を行うとともに、運営改善により強化できるものは即時に取り組まなければならない。

○ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

一. 3. ①「総合科学技術会議」の司令塔機能強化

省庁縦割りを廃し、成長戦略に基づく資源配分の実現のために必要な「総合科学技術会議」の司令塔機能強化に向けて、組織の充実、予算要求（内閣府計上）、法律改正等を含む工程表を本年8月末までに策定し、来年度から実行に移す。